

## 2021-12 税務・労務・法務情報

### (会社法における取締役規定)

取締役に関する規定は、新会社法第22条～34条に定められています。重要項目について簡単に条文毎の解説をしておきます。

#### ・第22条（取締役要件と任期）

- ・取締役は最低一株所有しなければならない。
- ・取締役任期は1年とする。（後任取締役が任命されるまで）
- ・特定の上場大企業等については、20%の取締役は「独立取締役」（社外取締役）でなければならない。（新法改定）

#### ・第23条（取締役の選任）

- ・株主総会にて累積投票により選任される。

#### ・第26条（取締役の不適合事由）

- ・取締役選任日から過去5年以内に以下に該当する者  
会社法違反等により、6年以上の禁固刑の判決を受けた者  
不正行為に関与している者  
上記の違法行為に関して外国の裁判所から有罪判決を受けている者

#### ・第27条（取締役の解任）

- ・株主の2/3の賛成により解任が可能（解任理由を問わない）
- ・但し、少数株主が選任している取締役解任については、正当な解任理由が必要

#### ・第29条（取締役報酬）

- ・付属定款に報酬の定めがある場合を除き、取締役は報酬を受け取ることができない。（但し、日当を除く）
- ・株主総会決議により報酬支給の決議をした場合は、支給が可能となる。
- ・但し、いずれの場合も前年度税引前利益の10%を超えることはできない。

### (取締役の数)

旧法では、「5名～15名」の規定でしたが、新法下では「15名以内」との規定となっています。1名でも可能か？との疑問が出ますが、SEC Memorandum Circular 2019-16のガイドラインにより、実務的には（SEC登記申請窓口）2名以上の取締役を義務付けています。

### (取締役の居住要件の撤廃)

旧法では、過半数が居住者である必要がありましたが、新法下ではこの居住要件が撤廃されています。一方、新たにTreasurerに居住要件が付されました。

### (外資規制と取締役)

外資規制のかかっている事業に従事する法人については、外資比率に従った外国籍人の取締役就任は可能です。しかし、President、Treasurerの役職につくことは不可とされています。もちろんCorporate Secretary職は元々比国籍人に限定されていますので、外国籍人は就任不可です。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)